証券コード　4112
平成27年６月３日

株　主　各　位

東京都中央区八重洲二丁目４番１号
保土谷化学工業株式会社
取締役社長　喜多野　利和

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時45分までに、到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目４番６号
日本工業倶楽部 ２階大会堂
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第157期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第157期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、
お願い申し上げます。
又、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、
「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、
法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス http://www.hodogaya.co.jp/）に掲載しておりますので、
本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役会が監査報告を作成するに際して、
及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、
同ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．当社グループの現況

１．当期の事業の状況

⑴　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済政策・金融政策により、
緩やかな景気回復が見られました。
しかし、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動が長期化したことや、急激な円安による
原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢下、保土谷化学グループ（以下、当社グループ）は、
当期を“再建の年”と位置付け、業績回復に寄与するための様々な施策を実施してまいりました。

2014年４月に、中国上海市で現地法人を設立し、８月から営業を開始した
保土谷（上海）貿易有限公司を通じて、アジア地域へのさらなる拡販を進めてまいりました。
又、コストダウンを推し進め、一部製品については販売価格の値上げを実施し、
新製品の開発・販売にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の状況を背景に、当期の連結売上高は、
樹脂材料事業が好調に推移したものの、
アグロサイエンス事業や有機EL材料事業で、価格競争の激化等により減少したため、
前期比9億98百万円減（2.8％減）の346億88百万円となりました。
損益面では、円安による原材料・燃料価格の高騰等がありましたが、コストダウンの寄与があり、
営業利益は、7億96百万円（前期は営業利益34百万円）、
経常利益は、7億30百万円（前期は経常損失3億10百万円）、
当期純利益は、6億23百万円（前期は当期純損失12億71百万円）となりました。

当期の各セグメント別売上高等の概況は次のとおりであります。
なお、基礎化学品セグメントに属していたカルオキサイド事業（酸素供給剤）を、
第１四半期連結会計期間より、アグロサイエンスセグメントに移管しております。
したがって、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較をしております。

〔機能性色素セグメント〕
イメージング材料事業は、プリンター向け材料の需要が引き続き低迷し、減収となりました。
色素材料事業は、文具並びにカラーフィルター用染料の需要が堅調に推移しましたが、
前期末に繊維染色用染料を事業売却した影響や、食用色素で大手顧客の需要が減少したことに加え、
デジタル家電向けアルミ着色用染料の低調等により、前期並みとなりました。
有機EL材料事業は、スマートフォン向け需要の減少、及び競争激化の中、大幅な減収となりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は、82億96百万円となり、
前期比6億97百万円（7.8%）の減収、となりました。

〔機能性樹脂セグメント〕
樹脂材料事業は、一部の製品の事業撤退による影響もありましたが、
ウレタン原料の国内外の需要が好調に推移し、増収となりました。
建築材料事業は、材料販売、及び工事ともに需要が堅調に推移し、前期並みとなりました。
特殊化学品事業は、樹脂関連分野、並びに医薬品・受託分野が堅調に推移しましたが、
一部の製品で前期末に実施した事業売却の影響で、減収となりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は、128億4百万円となり、
前期比1億43百万円（1.1%）の増収、となりました。

〔基礎化学品セグメント〕
過酸化水素は、主力の紙パルプ分野で依然厳しい状況が続いておりますが、
動物薬用分野が堅調に推移したことにより、前期並みとなりました。
過酸化水素誘導品は、需要が伸び悩み、減収となりました。
その他の工業薬品は、輸出向けが好調だったことにより、増収となりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は、66億71百万円となり、
前期比1億9百万円（1.6%）の減収、となりました。

［アグロサイエンスセグメント］
アグロサイエンス事業は、家庭園芸用除草剤で新しい材料の導入の遅れにより
売上が大きく減少した影響や、在庫調整の影響、ゴルフ場向け除草剤の不振により、
減収となりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は、47億93百万円となり、
前期比6億13百万円（11.3%）の減収、となりました。

セグメント別売上高

セグメント	第156期 （平成26年３月期）	第157期 （平成27年３月期） （当連結会計年度）	増減額 （△印減）	増減率 （△印減）
機能性色素	8,993 百万円	8,296 百万円	△697 百万円	△7.8 %
機能性樹脂	12,661 百万円	12,804 百万円	143 百万円	1.1 %
基礎化学品	6,780 百万円	6,671 百万円	△109 百万円	△1.6 %
アグロサイエンス	5,407 百万円	4,793 百万円	△613 百万円	△11.3 %
その他	1,845 百万円	2,123 百万円	277 百万円	15.1 %
合計	35,687 百万円	34,688 百万円	△998 百万円	△2.8 %

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況
当期における設備投資の総額は、約3億円であります。

2．財産及び損益の状況

区　　分	第154期 （平成24年３月期）	第155期 （平成25年３月期）	第156期 （平成26年３月期）	第157期 （平成27年３月期） （当連結会計年度）
売上高(百万円)	35,188	35,191	35,687	34,688
営業利益(百万円)	1,712	898	34	796
経常利益(百万円)	1,228	611	△310	730
当期純利益(百万円)	1,623	△90	△1,271	623
１株当たり当期純利益(円)	20.53	△1.15	△16.08	7.89
総資産(百万円)	52,116	51,765	50,926	54,483
純資産(百万円)	28,184	29,236	29,151	32,107
１株当たり純資産額(円)	341.35	347.10	340.85	374.00

（注１）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
（注２）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、又１株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により、算出しております。

3．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（％）	主要な事業内容
ＳＦＣ　ＣＯ．，ＬＴＤ．	（百万ｳｫﾝ）2,317	51.9	有機EL材料及び精密化学品の製造・販売
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.	（百万ｳｫﾝ）500	85.0	化学品の仕入・販売及び開発
保土谷バンデックス建材㈱	250	100.0	土木・建築材料の製造・販売
保土谷ＵＰＬ㈱	290	60.0	農薬の製造・販売
保土谷アグロテック㈱	60	80.0	農薬の製造・販売
桂産業㈱	30	100.0	化学品の仕入・販売
HODOGAYA CHEMICAL(U.S.A.),INC.	（千US$）100	100.0	化学品の仕入・販売
保土谷（上海）貿易有限公司	（千元）2,100	100.0	化学品及びその原料の仕入・販売
保土谷ロジスティックス㈱	350	100.0	倉庫業、貨物運送取扱業
保土谷JRFコントラクトラボ㈱	70	87.6	化学品の分析及び研究・開発業務受託

（注１）平成26年４月10日付で、保土谷（上海）貿易有限公司を中華人民共和国上海市に設立しております。
（注２）議決権比率は、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

②その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

4．対処すべき課題

当社グループでは、2011年度を初年度とする３ヵ年のグループ中期経営計画“HONKI 2013”をスタートさせ、目標達成に向けてグループの総力を上げて邁進してまいりました。
将来の拡大に向けた整備として、有機ＥＬ事業における研究開発体制の強化や、海外現地法人の設立など、グローバル運営体制の構築を、着実に実施してまいりました。
しかし、2011～2013年度は、新製品開発の遅れや、市場の立ち上がりの遅れ、原燃料高の影響等により、“HONKI 2013”で掲げた目標は未達に終わりました。
特に、2012年度・2013年度は、最終損益が赤字となりました。
このため、2014年度を「再建の年」と位置付け、グループを挙げて、売上の増加や経費の削減、コストダウン等に取り組み、黒字化を果たしました。

そして、“HONKI 2013”での課題や成果を踏まえて、当社グループは、2015年度を初年度とする６ヵ年の中期経営計画“HONKI 2020”（2015～2020年度）をスタートさせました。
（Hodogaya as Only one, Number one with our Key technology and Imagination）
2020年度に「グローバル・ニッチ分野でオンリーワン・ナンバーワンのスペシャリティ製品を創出し続ける企業」を目指し、その実現のために、将来の拡大に向けた整備をいたします。

○“HONKI 2020”骨子

各事業を次の４種類に分類し、基盤事業の強化を図りながら、将来の事業を育成・強化してまいります。

基盤事業	：	現在もすでに収益を上げている事業
成長事業	：	2015～2016年度に、成果が摘み取れる事業
育成事業	：	2017～2018年度に、成果が摘み取れる事業
新製品創出	：	2019年度以降に、成果が摘み取れる事業

“HONKI 2020”では、以下の施策に取り組んでまいります。

1）競争力を取り戻し「安定した収益基盤の確保」
2）「次世代の柱」を確立
3）「新たな付加価値」の創出による事業領域の拡大
4）グローバル運営体制の一層の強化
5）多様化する社会に対応できる人材の育成
6）CSR（企業の社会的責任）の取り組みの強化

1）競争力を取り戻し「安定した収益基盤の確保」

基盤事業：現在もすでに収益を上げている事業

［基本方針］

・コストダウンの実施
・生産能力増強
・新規用途開発
・グローバルに拡販

［主要事業］

〔機能性色素セグメント〕

・既存CCA（電荷制御剤）
・アルミ着色用染料、文具用染料
・カラートリートメント用染料

〔機能性樹脂セグメント〕

・既存ポリオール材料（バイオポリオール、特殊ポリオール）
・ホスゲン誘導品
・タイヤ用接着剤
・防水材、止水材

〔基礎化学品セグメント〕

・過酸化水素、過炭酸ソーダ

〔アグロサイエンスセグメント〕

・除草剤
・既存原体・製剤

〔その他セグメント〕

・物流・倉庫事業

2)「次世代の柱」を確立

成長事業：2015～2016年度に、成果が摘み取れる事業

[基本方針]

・成長する市場の中で、売上高・シェアを拡大

・戦略的投資の展開

[主要事業]

〔機能性色素セグメント〕

・環境対応型CCA（電荷制御剤）

・有機EL材料

〔基礎化学品セグメント〕

・動物薬用過酸化水素

・過酢酸

〔アグロサイエンスセグメント〕

・非農耕地用除草剤

・メガソーラー緑地管理分野

3)「新たな付加価値」の創出による事業領域の拡大

育成事業　：2017～2018年度に、成果が摘み取れる事業

新製品創出：2019年度以降に、成果が摘み取れる事業

(1)育成事業

[基本方針]

・新製品の創出

・売上高・販売シェアの拡大

[主要事業]

〔機能性色素セグメント〕

・カラートナー用CCA（電荷制御剤）

・インクジェット用染料

〔機能性樹脂セグメント〕

・新規ポリオール材料

〔基礎化学品セグメント〕

・水素ガス、炭酸ガス

〔アグロサイエンスセグメント〕

・農業用途向け過酸化物

(2)新製品創出

[基本方針]

・2020年度に「新製品売上高50億円」を目指す

・当社グループの長い歴史の中で培われた、有機合成力・製造技術力を基礎とした「高純度化技術力」・「機能素材開発力」・「機能素材評価力」を活用し、スペシャリティ製品を上市、「豊かな社会」への貢献を目指す

4) グローバル運営体制の一層の強化

[基本方針]

・グローバル・ニッチ分野で、顧客ニーズを的確に把握し、事業活動を推進する

5) 多様化する社会に対応できる人材の育成

[基本方針]

・「自ら考え、調べ、行動する」人材を育成し、グループの活性化を促す

6) CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の取り組みの強化

[基本方針]

・全てのステークホルダーからの信頼を維持・強化し、社会の発展に貢献する

○ 経営目標

	2020年度 (計画)
売上高	500億円
営業利益	50億円
営業利益率	10.0%

以上の施策を実施する事により、株主・顧客・地域社会・従業員等全てのステークホルダーのご期待に沿うよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

5．主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

セグメント	事業	主要製品
機能性色素	有機ＥＬ材料	正孔輸送材料、電子輸送材料、発光材料
	イメージング材料	トナー用電荷制御剤、有機光導電体材料、 インクジェットプリンター用染料
	色素材料	アルミ着色用染料、文具用染料、カラートリートメント用染料、 食品添加物
機能性樹脂	樹脂材料	ウレタン原料、接着剤、剥離剤
	建築材料	ウレタン系・セメント系の土木・建築用材料、防水・止水工事
	特殊化学品	ホスゲン誘導品（医薬・樹脂材料・電子材料用の各種中間体）
基礎化学品	工業薬品	過酸化水素及び誘導品、その他工業用基礎原料
アグロサイエンス	農薬	除草剤、殺虫剤、酸素供給剤

（注１）有機ＥＬ材料事業は、当社、SFC CO.,LTD.、及び HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.にて製造・販売を行っております。
（注２）建築材料事業は、当社及び保土谷バンデックス建材㈱にて製造・販売を行っております。
（注３）農薬事業は、当社、保土谷ＵＰＬ㈱及び保土谷アグロテック㈱にて製造・販売を行っております。

6．主要な営業所、工場及び研究所（平成27年３月31日現在）

(1) 当社

本社	東京都中央区
営業拠点	大阪支店（大阪市）
生産拠点	郡山工場（福島県郡山市）、横浜工場（横浜市）、南陽工場（山口県周南市）
研究所	筑波研究所（茨城県つくば市）
海外拠点	上海事務所（中華人民共和国上海市）、台北事務所（台湾台北市） デュッセルドルフ事務所（ドイツ・デュッセルドルフ市）

(2) 主要な子会社

国内

保土谷バンデックス建材㈱	本社 営業拠点 研究所	東京都中央区 東京支店（東京都中央区）、大阪支店（大阪市）、 札幌営業所（札幌市）、仙台営業所（仙台市）、名古屋営業所（名古屋市）、 新南陽営業所（山口県周南市）、福岡営業所（福岡市） 開発研究所（横浜市）
保土谷UPL㈱	本社 研究所	東京都中央区 茨城県つくば市
保土谷アグロテック㈱	本社 研究所	東京都中央区 茨城県つくば市
桂産業㈱	本社 営業拠点	東京都中央区 名古屋営業所（名古屋市）、大阪営業所（大阪市）
保土谷ロジスティックス㈱	本社 営業拠点	東京都中央区 郡山営業所（福島県郡山市）、横浜営業所（横浜市）、 南陽営業所（山口県周南市）
保土谷JRFコントラクトラボ㈱	本社	茨城県つくば市

海外

SFC CO.,LTD.	本社 生産拠点 研究所	大韓民国忠清北道 大韓民国忠清北道 大韓民国忠清北道
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.	本社 研究所	大韓民国京畿道 大韓民国忠清北道
HODOGAYA CHEMICAL(U.S.A.),INC.	本社	アメリカ合衆国ニューヨーク州
保土谷（上海）貿易有限公司	本社	中華人民共和国上海市

7．従業員の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 企業グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比
機能性色素	228名	16名減
機能性樹脂	104名	3名減
基礎化学品	77名	17名減
アグロサイエンス	36名	3名増
その他	85名	2名増
全社（共通）	183名	14名減
合計	713名	45名減

(2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
454名	51名減	43.1歳	18.7年

（注）平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第２位を四捨五入しております。

8．主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,471 百万円
農林中央金庫	1,962 百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,552 百万円
株式会社東邦銀行	1,342 百万円
株式会社山口銀行	1,198 百万円

Ⅱ．会社の現況

1．株式の状況（平成27年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　200,000,000株

⑵　発行済株式の総数　　84,137,261株（自己株式5,074,511株を含む）

⑶　株主数　　9,107名（前期末比 523名減）

⑷　大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
東ソー株式会社	16,828,000 株	21.3 %
株式会社みずほ銀行	2,987,044 株	3.8 %
農林中央金庫	2,274,307 株	2.9 %
明治安田生命保険相互会社	1,645,351 株	2.1 %
株式会社東邦銀行	1,483,993 株	1.9 %
三井住友海上火災保険株式会社	1,414,000 株	1.8 %
株式会社山口銀行	1,300,000 株	1.6 %
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,201,073 株	1.5 %
日本曹達株式会社	1,163,000 株	1.5 %
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,011,000 株	1.3 %

（注１）当社は、自己株式（5,074,511株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
（注２）出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

2．新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

⑴平成16年６月29日開催の定時株主総会及び平成16年６月29日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

1,064個　（新株予約権１個につき普通株式1,000株）

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式　1,064,000株

③新株予約権の払込金額

無償

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　418,000円（1株当たり　418円）

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成17年４月１日から平成27年３月31日まで

⑥新株予約権の行使の条件

その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとしております。

⑦当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	105　個	105,000　株	2　名
監査役	0　個	0　株	0　名

3．会社役員の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
取締役社長	代表取締役	喜多野　利和
取締役		蛭子井　敏
取締役		湯沢　和好
取締役		村上　政徳
取締役		阿部　嘉彦
取締役		堀切　良浩
取締役	東ソー㈱代表取締役	江守　新八郎
取締役	㈱小林洋行社外監査役	加藤　周二
監査役		廣田　秀世
監査役		奥平　卓司
監査役		櫻井　琢平
監査役		三柴　英嗣

（注１）加藤周二氏は、社外取締役であります。又、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
（注２）廣田秀世氏及び奥平卓司氏は、常勤監査役であります。
（注３）監査役の奥平卓司氏及び櫻井琢平氏は、社外監査役であります。
　　又、奥平卓司氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
（注４）当期中の取締役及び監査役の異動
　(1) 平成26年６月26日開催の第156期定時株主総会において、堀切良浩氏は、新たに取締役に選任されました。
　　又、三柴英嗣氏は、新たに監査役に選任されました。
　(2) 平成26年６月26日付で、取締役の河野彰一氏は、任期満了により、退任いたしました。
　(3) 平成26年６月26日付で、監査役の杉浦裕之氏は、辞任いたしました。
（注５）平成27年４月30日付で、取締役の村上政徳氏は、辞任いたしました。

（注６）当期末における執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
社長執行役員	全般	喜多野　利和
専務執行役員	研究開発部、新規テーマ探索プロジェクト　総轄	蛭子井　敏
常務執行役員	内部監査部、秘書室、人事・総務部、購買部、 生産・技術管理部、環境・安全・品質保証部、 郡山工場、横浜工場、南陽工場　総轄	湯沢　和好
常務執行役員	事業推進部、パーオキサイド事業部、 イメージング材料事業部、色素材料事業部、 機能化学品事業部、有機EL事業部、 アグロ事業推進部、カーボンナノチューブ開発推進部、 大阪支店、関係会社の営業　総轄	村上　政徳
常務執行役員	内部統制部、法務部、IT統括部　総轄	阿部　嘉彦
常務執行役員	経営企画部、経理部、百周年記念行事準備プロジェクト、 関係会社の管理（他部門の分掌業務を除く）　総轄	堀切　良浩
常務執行役員	法務部長、内部統制部長代理	砂田　栄一
執行役員	研究開発部長 新規テーマ探索プロジェクト　副総轄	笠原　郁
執行役員	郡山工場長	松野　眞一
執行役員	保土谷バンデックス建材㈱　取締役社長	西川　範夫
執行役員	保土谷UPL㈱　代表取締役社長	富山　裕光
執行役員	パーオキサイド事業部長	米山　忠明
執行役員	南陽工場長	佐々木　利徳
執行役員	人事・総務部長	増子　俊満
執行役員	事業推進部長	松本　祐人

⑵　取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役 （社外取締役を除く）	8 名	150 百万円
監査役 （社外監査役を除く）	3 名	16 百万円
社外役員	3 名	22 百万円
合計	14 名	190 百万円

（注１）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
（注２）取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第148期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
（注３）監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第148期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
（注４）取締役の員数は、平成27年３月31日現在の８名に加え、平成26年６月26日開催の第156期定時株主総会において退任した取締役１名を加えております。
（注５）監査役の員数は、平成27年３月31日現在の２名に加え、平成26年６月26日開催の第156期定時株主総会において辞任した監査役１名を加えております。

⑶　報酬等の内容の決定に関する方針

役員の報酬額は、当社の業績及び役員報酬の世間水準、執行役員・従業員給与との整合性等を考慮し、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で決定しています。
報酬額は、役位別に定められた「基本報酬」と前年度業績に対する評価を基準とする「業績報酬」とで構成され、年度毎に変動するものとなっております。

⑷　社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役加藤周二氏は、㈱小林洋行の社外監査役であります。
同社と当社との間には、取引関係はありません。

②当期における主な活動状況

イ．取締役会への出席状況

地位及び氏名	取締役会開催回数	出席回数
取締役　加藤周二	14　回	14　回
監査役　奥平卓司	14　回	14　回
監査役　櫻井琢平	14　回	14　回

ロ．監査役会への出席状況

地位及び氏名	監査役会開催回数	出席回数
監査役　奥平卓司	11　回	11　回
監査役　櫻井琢平	11　回	11　回

ハ．取締役会及び監査役会での発言状況

・取締役加藤周二氏は、社外での経験、見識に基づいた客観的、専門的視点で発言を行っております。
・監査役奥平卓司氏は、社外での経験、見識に基づいた客観的、専門的視点で発言を行っております。
・監査役櫻井琢平氏は、社外での経験、見識に基づいた客観的、専門的視点で発言を行っております。

③責任限定契約の締結

・取締役加藤周二氏と当社定款第29条により、
　又、監査役奥平卓司氏及び櫻井琢平氏と当社定款第37条により、
　責任限定契約を締結しております。
・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

4．会計監査人の状況

⑴　名称

太陽有限責任監査法人
なお、太陽ASG有限責任監査法人は、平成26年10月１日付で、
太陽有限責任監査法人に名称変更しております。

⑵　報酬等の額

	支　払　額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	36,500　千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500　千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5．業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）に関して、
会社法及び金融商品取引法に基づき、取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

⑴ 取締役・監査役・執行役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「HCC企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる規程を取締役・監査役・執行役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。

コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、社外取締役を選任する。

内部統制部は、「会社法」上及び「金融商品取引法」上の内部統制構築を推進するとともにコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループの役員及び従業員教育などを行う。又、同部は、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営する。

内部監査部は、コンプライアンスの状況を監査し、その活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

⑵ 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

「情報管理規程」などに従い、取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体（以下、「情報等」という。）に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、「情報管理規程」などにより、常時、これらの情報等を閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に損害を与える違法行為、品質、天災その他のリスクについては、当社及び当社グループ全体に関する「リスクマネジメント委員会運営規程」及び「危機管理規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンスを行うこととする。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は執行役員制度を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにした上で、
取締役会は中期経営計画を策定し、執行役員はその目標達成のために各部門の具体的目標及び
会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、
月次損益会議などにおいて定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ、改善を促している。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ一体運営の確保によりグループ全体での企業価値向上を図ることを
目的とする「関係会社管理規程」を制定するとともに、定期的にグループ会議を開催し、
グループ経営を円滑に遂行し、合わせてコンプライアンスについては、
内部統制部において管理運営する体制を採る。

⑹　監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、
及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、
取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

⑺　取締役・執行役員・従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役・執行役員・従業員が、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び
当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による
通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により
決定する方法による。

⑻　ITの活用
ERPシステム導入により、ITに関するセキュリティの確保、
ファイル管理の明確化（証跡管理）などを行うことによって、内部統制に資するものとする。

【ご参考】

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況については、次のとおりであります。

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「HCC企業行動指針」において、法令、社内規程、及び社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い、ステークホルダー（利害関係者）と公正・公明な関係を維持し、公正な取引を行うことを掲げている。その上で、社会規範に適合した行動をとることが、当社の健全な発展のために不可欠との認識で「コンプライアンス行動方針」を策定し、反社会的勢力・団体に対して断固たる行動をとることとし、一切の関係を遮断することを掲げている。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力との関係を遮断する目的で「反社会的勢力対応要領」を策定し、担当統括部署を人事・総務担当部署に一元化している。
又、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、各事業所及び関係会社へ情報を周知することにより、体制の整備を図っている。

6．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成26年６月26日開催の当社第156期定時株主総会において、会社法施行規則第118条第３号に定める「当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を導入いたしました。

⑴ 会社の支配に関する基本方針

保土谷化学グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流などの各分野で、それぞれのグループ企業が、高いスペシャリティーを持っていることです。
その中で、当社のグループ企業は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。
そしてその事が、保土谷化学グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を、築いております。
こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、保土谷化学グループを構築してまいります。

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。
又、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していく事で、
グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける
製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ企業での、シナジー効果の発揮に加え、
得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、
当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと、
考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び
企業価値の源泉を充分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を
確保・向上させることを目指すものでなければならないと考えております。

⑵ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを
防止するための取組み
本対応策では、当社の株券等の大規模買付を行おうとするものは、

①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、
②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ
大規模買付行為を開始する、
という大規模買付のルールを提示しております。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断する場合には、
当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問します。
なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を、
合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって、
大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると
独立委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を
決定する事があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、
原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。
ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、
当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、
独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、
当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、
対抗措置の発動を決定することがあります。
本対応策に基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとしますが、
当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆様が、
法的権利又は経済的側面において格別の損失又は不測の損害を被るような事態が生じることは
想定しておりません。

⑶　上記⑵の取組みに対する取締役会の判断及びその理由
本対応策は、株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として
導入するものであり、当社の株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、
株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間を確保することによって、
当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。
本対応策の有効期間は、平成29年６月に開催予定の当社第159期定時株主総会の終結時まで
としており、その後も継続する場合は、定時株主総会において株主の皆様に
その可否を判断していただくことになっております。
さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役により
構成される当社取締役会において、本対応策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、
当該決議に従い、本対応策は変更又は廃止されることから、
株主の皆様の意思が反映される内容となっております。
対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会は、独立委員会に諮問します。
独立委員会は、必要に応じて、専門家等の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行い、
当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重します。
これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。
又、大規模買付ルールを遵守して行われる大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合は、
合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動できないように
設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
以上のことから、上記⑵の取組みは、⑴の基本方針に沿うものであり、
当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、
又当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、健全かつ安定した経営基盤の構築と企業価値の持続的向上に努め、
株主の皆様へ利益を還元することを基本方針としております。
まず内部留保資金につきましては、中長期的な競争力の強化を図るべく、中核事業の拡大等の戦略投資、
新規事業・製品の創出に繋がる研究開発投資に加え、コストダウン・省エネルギー・環境対応が
見込まれる案件等への原資として有効に活用してまいります。
又、利益配分につきましては、業績動向、将来の事業展開、不測のリスク等を総合的に勘案し、
株主の皆様への適正な利益配分を決定してまいります。
上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、
１株当たり2円50銭（支払開始予定日　平成27年６月26日）とさせていただきました。
なお、当期は、中間配当金として１株当たり2円を実施しておりますので、１株当たりの年間配当金は、
4円50銭となります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**23,948**	**流動負債**	**12,618**
現金及び預金	7,123	支払手形及び買掛金	4,887
受取手形及び売掛金	11,863	短期借入金	6,134
商品及び製品	3,212	未払金	583
仕掛品	292	未払法人税等	171
原材料及び貯蔵品	893	その他	841
繰延税金資産	100	**固定負債**	**9,757**
その他	483	長期借入金	6,228
貸倒引当金	△20	繰延税金負債	1,638
固定資産	**30,534**	再評価に係る繰延税金負債	1,297
有形固定資産	**22,625**	その他	593
建物及び構築物	6,594	**負債合計**	**22,376**
機械装置及び運搬具	2,412	（純資産の部）	
土地	11,249	**株主資本**	**23,171**
建設仮勘定	1,636	**資本金**	**11,196**
その他	732	**資本剰余金**	**9,589**
無形固定資産	**974**	**利益剰余金**	**4,084**
のれん	568	**自己株式**	**△1,699**
その他	406	**その他の包括利益累計額**	**6,397**
投資その他の資産	**6,934**	**その他有価証券評価差額金**	**1,614**
投資有価証券	6,321	**土地再評価差額金**	**2,714**
退職給付に係る資産	79	**為替換算調整勘定**	**1,567**
その他	777	**退職給付に係る調整累計額**	**501**
貸倒引当金	△243	**少数株主持分**	**2,537**
		純資産合計	**32,107**
資産合計	**54,483**	**負債純資産合計**	**54,483**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**34,688**
売上原価		**24,184**
売上総利益		**10,503**
販売費及び一般管理費		9,707
営業利益		**796**
営業外収益		
受取利息及び配当金	122	
雑収入	417	539
営業外費用		
支払利息	145	
雑損失	459	605
経常利益		**730**
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	87	
その他	26	126
特別損失		
固定資産除却損	2	2
税金等調整前当期純利益		**854**
法人税、住民税及び事業税	272	
法人税等還付税額	△9	
法人税等調整額	△242	21
少数株主損益調整前当期純利益		**833**
少数株主利益		209
当期純利益		**623**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　期首残高	11,196	9,589	3,770	△1,695	22,861
会計方針の変更による累積的影響額			6		6
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,196	9,589	3,776	△1,695	22,867
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△316		△316
当期純利益			623		623
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	307	△3	303
平成27年３月31日　期末残高	11,196	9,589	4,084	△1,699	23,171

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年４月１日　期首残高	520	2,583	989	△0	4,093	51	2,144	29,151
会計方針の変更による累積的影響額								6
会計方針の変更を反映した当期首残高	520	2,583	989	△0	4,093	51	2,144	29,157
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△316
当期純利益								623
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,093	130	577	501	2,303	△51	393	2,645
連結会計年度中の変動額合計	1,093	130	577	501	2,303	△51	393	2,949
平成27年３月31日　期末残高	1,614	2,714	1,567	501	6,397	－	2,537	32,107

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**15,740**	**流動負債**	**9,347**
現金及び預金	3,287	買掛金	2,190
受取手形	18	短期借入金	5,954
売掛金	7,834	未払金	584
商品及び製品	2,171	未払法人税等	54
仕掛品	114	未払費用	131
原材料及び貯蔵品	645	賞与引当金	272
未収入金	106	その他の流動負債	159
前払費用	111	**固定負債**	**9,725**
短期貸付金	1,436	長期借入金	6,228
その他の流動資産	22	繰延税金負債	1,543
貸倒引当金	△7	再評価に係る繰延税金負債	1,297
固定資産	**32,396**	退職給付引当金	386
有形固定資産	**21,003**	環境対策引当金	112
建物	3,282	その他の固定負債	156
構築物	1,540	**負債合計**	**19,072**
機械装置	1,948	（純資産の部）	
車両運搬具	3	**株主資本**	**24,839**
土地	13,879	**資本金**	**11,196**
建設仮勘定	20	**資本剰余金**	**9,589**
その他の有形固定資産	329	資本準備金	7,093
無形固定資産	**397**	その他資本剰余金	2,496
ソフトウェア	325	**利益剰余金**	**5,752**
ソフトウェア仮勘定	18	その他利益剰余金	5,752
その他の無形固定資産	53	別途積立金	1,900
投資その他の資産	**10,995**	繰越利益剰余金	3,851
投資有価証券	4,102	**自己株式**	**△1,699**
関係会社株式	6,733	**評価・換算差額等**	**4,225**
関係会社出資金	34	**その他有価証券評価差額金**	**1,511**
長期前払費用	104	**土地再評価差額金**	**2,714**
その他の投資	257	**純資産合計**	**29,064**
貸倒引当金	△236		
資産合計	**48,137**	**負債純資産合計**	**48,137**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**21,148**
売上原価		**15,420**
売上総利益		**5,727**
販売費及び一般管理費		5,381
営業利益		**345**
営業外収益		
受取利息及び配当金	491	
雑収入	561	1,053
営業外費用		
支払利息	142	
雑損失	457	600
経常利益		**799**
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	87	
その他	26	125
特別損失		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		**923**
法人税、住民税及び事業税	99	
法人税等調整額	△97	2
当期純利益		**921**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日　期首残高	11,196	7,093	2,496	9,589	1,900	3,239	5,140	△1,695	24,231
会計方針の変更による累積的影響額						6	6		6
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,196	7,093	2,496	9,589	1,900	3,246	5,147	△1,695	24,238
当期変動額									
剰余金の配当						△316	△316		△316
当期純利益						921	921		921
自己株式の取得								△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	604	604	△3	600
平成27年３月31日　期末残高	11,196	7,093	2,496	9,589	1,900	3,851	5,752	△1,699	24,839

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　期首残高	464	2,583	3,048	27,280
会計方針の変更による累積的影響額				6
会計方針の変更を反映した当期首残高	464	2,583	3,048	27,286
当期変動額				
剰余金の配当				△316
当期純利益				921
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,046	130	1,177	1,177
当期変動額合計	1,046	130	1,177	1,777
平成27年３月31日　期末残高	1,511	2,714	4,225	29,064

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

保土谷化学工業株式会社
取 締 役 会　　御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村　　茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田尻慶太	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹原　　玄	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、保土谷化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

保土谷化学工業株式会社
　取 締 役 会　　御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大 村　　茂	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 尻 慶 太	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹 原　　玄	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針、及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

保土谷化学工業株式会社　監査役会

常勤監査役　廣　田　秀　世　㊞

常勤監査役（社外監査役）　奥　平　卓　司　㊞

監査役（社外監査役）　櫻　井　琢　平　㊞

監査役　三　柴　英　嗣　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴当社は従来から、経営の健全性・適法性を確保し、且つ効率性を高めることが経営の最重要課題の一つであると位置づけ、コーポレートガバナンスの充実・強化を図ってまいりました。

今般、当社の取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができる監査等委員会設置会社に移行すべく、定款の一部を変更するものです。

又、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、責任限定契約に係る定款の一部を変更するものです。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

⑵上記条文の新設に伴い、条数の変更を行います。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章 総則	第１章 総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５条～第20条　（条文省略）	第５条～第20条　（現行どおり）
第４章 取締役および取締役会	第４章 取締役および取締役会
（員数） 第21条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員数） 第21条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、７名以内とする。
（選任方法） 第22条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第22条　取締役は、株主総会において選任する。
（新設）	２．前項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役とを区別して、選任する。
２．（条文省略）	３．（現行どおり）
３．（条文省略）	４．（現行どおり）
（任期） 第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第23条　取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役および役付取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
第26条～第27条　（条文省略）	第27条～第28条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、監査等委員である取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。
（社外取締役との責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（監査等委員である取締役との責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査等委員である取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第５章 監査役および監査役会	第５章 監査等委員会
（員数） 第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（社外監査役との責任限定契約） 第37条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（削除）
（新設）	（監査等委員会の権限） 第31条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章 会計監査人	第６章 会計監査人
第38条～第39条　（条文省略）	第34条～第35条　（現行どおり）
（報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章 計算	第７章 計算
第41条～第44条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、
監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。
つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）
６名の選任をお願いするものです。
本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、
効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	きたの　としかず 喜多野　利和 （昭和24年10月28日生）	昭和48年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成13年６月　同社執行役員秘書役兼人事部長 平成14年４月　株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成15年３月　株式会社みずほコーポレート銀行常務取締役 平成18年３月　株式会社みずほ銀行取締役副頭取 平成19年５月　当社顧問 平成19年６月　当社取締役副社長 平成20年６月　当社代表取締役社長 平成22年６月　当社代表取締役社長兼社長執行役員　現在に至る	74,000株
※2	すなだ　えいいち 砂田　栄一 （昭和26年６月24日生）	昭和50年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成14年６月　当社法務・知的財産部長 平成16年４月　当社コンプライアンス統括部長 平成17年６月　当社執行役員コンプライアンス統括部長 平成18年７月　当社執行役員業務改革推進部長 平成20年６月　当社執行役員内部統制部長兼IT統括部長 平成23年４月　当社常務執行役員内部統制部長 平成26年６月　当社常務執行役員法務部長　現在に至る	24,000株
※3	かさはら　かおる 笠原　郁 （昭和31年７月18日生）	昭和56年４月　当社入社 平成21年４月　当社研究企画管理部長 平成22年４月　当社執行役員研究開発部長 平成27年４月　当社執行役員　現在に至る	16,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ほりきり　よしひろ 堀切　良浩 （昭和34年３月１日生）	昭和56年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成19年４月　みずほ証券株式会社金融・公共法人営業グループ統括部長 平成20年８月　市光工業株式会社執行役員経理本部長 平成23年４月　当社経理部長 平成24年４月　当社執行役員経理部長 平成26年６月　当社取締役兼常務執行役員　現在に至る	33,000株
※5	まつの　しんいち 松野　眞一 （昭和34年３月８日生）	昭和56年４月　当社入社 平成14年６月　当社購買部長 平成21年４月　当社経営企画部長 平成23年４月　当社執行役員経営企画部長 平成24年４月　当社執行役員郡山工場長 平成27年４月　当社執行役員　現在に至る	21,000株
※6	まつもと　ゆうと 松本　祐人 （昭和35年11月19日生）	昭和58年４月　当社入社 平成22年４月　当社電子・色素材料事業部長 平成24年４月　当社イメージング材料事業部長 平成25年４月　当社事業推進部長 平成26年４月　当社執行役員事業推進部長　現在に至る	15,000株

（注１）※印は、新任の取締役候補者です。

（注２）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注３）各候補者の現在の担当は、招集通知の17ページ及び18ページに記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、
監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものです。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、
効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	蛭子井　敏 （昭和24年９月25日生）	昭和48年４月　当社入社 平成９年６月　当社経営企画部長 平成12年６月　当社取締役事業本部副本部長 平成14年６月　当社常務取締役事業本部長兼 樹脂材料事業部長兼化学品事業部長 平成20年６月　当社専務取締役 平成22年６月　当社取締役兼専務執行役員　現在に至る	72,000株
※2	佐藤　正昭 （昭和25年２月９日生）	昭和51年４月　自治省（現　総務省）入省 平成３年４月　同省自治大学校研究部長 平成４年６月　同省自治大学校教務部長 平成７年４月　広島市企画調整局長 平成８年４月　同市財政局長 平成11年７月　地方職員共済組合事務局長 平成16年３月　総務省大臣官房付 平成16年４月　財団法人消防試験研究センター常務理事 平成21年７月　みずほ信託銀行株式会社顧問 平成23年６月　中部国際空港株式会社常勤監査役　現在に至る	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かとう しゅうじ 加藤 周二 （昭和28年１月10日生）	昭和50年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省 平成７年６月　国土庁長官官房参事官 平成９年５月　通商産業省大臣官房付 平成９年12月　社団法人国際経済政策調査会主任エコノミスト 平成11年５月　社団法人国際経済政策調査会理事 財団法人日本立地センター特別客員研究員 平成13年12月　株式会社ビックカメラ入社 株式会社フューチャー・エコロジー代表取締役社長 平成15年11月　株式会社ビックカメラ取締役 平成22年２月　株式会社ビックカメラ取締役CSRO兼内部統制室長 平成25年６月　株式会社小林洋行社外監査役　現在に至る 当社社外取締役　現在に至る	4,000株
※4	みしば ひでつぐ 三柴 英嗣 （昭和28年９月５日生）	昭和51年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成15年９月　興銀リース株式会社管理部法務室長 平成18年６月　当社コンプライアンス統括部長 平成20年６月　当社法務部長 平成23年４月　当社執行役員法務部長 平成26年６月　当社監査役　現在に至る	19,000株
※5	やまもと のぶひろ 山本 伸浩 （昭和31年２月22日生）	昭和54年４月　農林中央金庫入庫 平成19年６月　同事務企画部長 平成21年６月　系統債権管理回収機構株式会社取締役企画管理部長 平成22年10月　同社取締役業務部長 平成24年６月　同社常務取締役　現在に至る	0株

（注１）※印は、新任の取締役候補者です。

（注２）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注３）各候補者の現在の担当は、招集通知の17ページ及び18ページに記載しております。

（注４）佐藤正昭氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、
長年にわたり幅広い業務経験を培われ、
その経験と知見を当社の業務に活かしていただけるものと判断し、候補者といたしました。
なお、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく
独立役員とする予定であります。

（注５）加藤周二氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの経営者としての幅広い知識・経験を
有しておりますことから、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、
選任をお願いするものであります。
同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、
本株主総会終結の時をもって２年となります。
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、
同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
（注６）山本伸浩氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり幅広い業務経験を培われ、
その経験と知見を当社の業務に活かしていただけるものと判断し、候補者といたしました。
なお、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく
独立役員とする予定であります。
（注７）監査等委員である各取締役が選任された場合には、当社は、各氏との間で、「責任限定契約」を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、
監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、法令で定める、監査等委員である社外取締役の員数を過半数とする要件について、
今後員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任を
お願いするものです。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、
効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
わたなべ　いくひろ 渡辺　郁洋 （昭和30年６月８日生）	昭和54年４月　農林中央金庫入庫 平成19年６月　同管財部長 平成21年６月　スターゼン株式会社内部監査部長 平成25年４月　同社執行役員法務部長 平成26年10月　株式会社農林中金総合研究所顧問　現在に至る	0株

（注１）渡辺郁洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注２）渡辺郁洋氏は、補欠の社外取締役候補者です。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり幅広い業務経験を培われ、
その経験と知見を当社の業務に活かしていただけるものと判断し、候補者といたしました。

（注３）渡辺郁洋氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社は、同氏との間で、
「責任限定契約」を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、
監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めに
代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、
経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、
支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。
又、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。
なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は、６名となります。
本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、
効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、
監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、
経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内と定めること、
並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、
監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。
なお、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は、５名となります。
本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、
効力を生じるものとします。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目４番６号
日本工業倶楽部　２階大会堂
電話　03（3281）1711　㈹

丸の内北口から徒歩２分

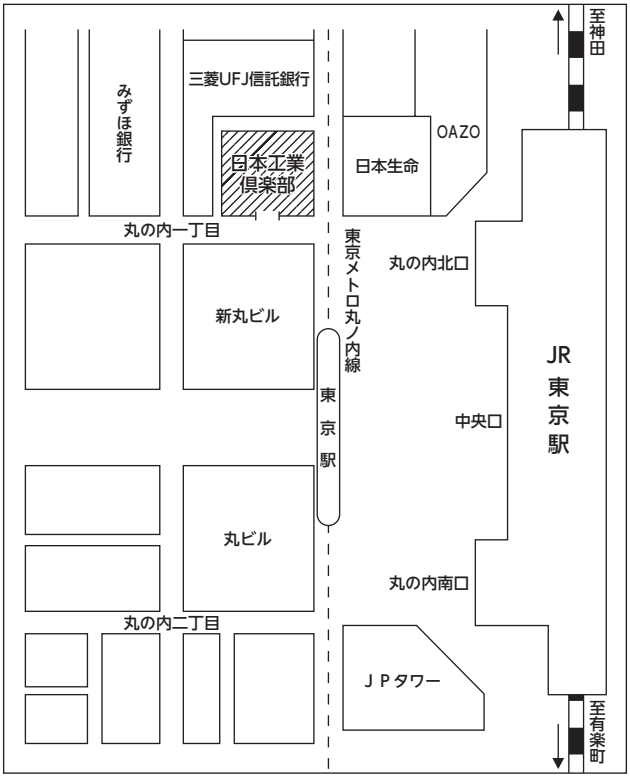

（交通のご案内）

Ｊ　　Ｒ	東京駅
東京メトロ	東京駅（丸ノ内線）
	大手町駅（東西線、千代田線、半蔵門線）
都営地下鉄	大手町駅（三田線）

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。